

尼崎市屋外広告物条例の手引・追補版

令和6年4月1日に尼崎市屋外広告物条例及び尼崎市屋外広告物条例施行規則が改正されました。これにより、現在、公開している「尼崎市屋外広告物条例の手引」の内容も一部変更となりますので、この追補版を作成しました。

尼崎市屋外広告物条例の手引を確認する際は、この追補版の内容も必ずご確認ください。

変更がある箇所は、下記のように示しています。

(例)

P〇. 5 個別基準 「①●●を利用するもの」 について

(旧) ○○○○

↓

(新) △△△△

追補1

(P4) 5 個別基準 「①屋上を利用するもの」 について

① 屋上を利用するもの		
区分	商業系地域	その他の区域
広告物等の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m(準工業地域、工業地域及び工業専用地域は、7m)以下
上端の地上からの高さ	52m以下(一定基準を満たすものは、超過可能。)	47m以下(同左)
設置場所	木造建築物の屋上部分への表示等の禁止	
その他の設置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・設置屋上部分の外端の垂直面からの突出禁止 ・支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。 	ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサイン及び光源の点滅が急速であるものの使用禁止

(旧) 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。

↓

(新) 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮へいすること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する広告物等については、この限りでない。

- ア その表示面が1つであり、かつ、その高さが4メートル以下である広告物等
- イ その支柱が1本のみである広告物等

追補 2

(P 4) 5 個別基準 「②壁面を利用するもの」について

② 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の区域
表示面積の合計	壁面積の1/4以下	壁面積の1/5以下
上端の地上からの高さ	52m以下(一定基準を満たすものは、超過可能。)	47m以下(同左)
その他の設置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 ・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓又は開口部をふさがないこと(広告幕を除く。) ・ 意匠が同一のものは、1壁面に1枚(基) 	



(旧) 意匠が同一のものは、1壁面に1枚(基)

↓

(新) 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)。ただし、意匠が同一のものが次のアからエまでのいずれかに該当する場合については、この限りでない。

ア その相互間の距離が10メートル以上あるものである場合

イ 店舗の名称等を表示するためのもので、その表示面積が2平方メートル以下であり、かつ、建築物等の出入口付近に1枚(基)表示し、又は設置されるものである場合

ウ 帯状広告物等(テント庇、窓面等に水平に一定の間隔で帯状に表示し、又は設置されるもので、その帯状の部分の幅が30センチメートル以下のものをいう。以下同じ。)である場合(当該帯状広告物等が1種類である場合に限る。)

エ 管理用広告物である場合

追補 3

(P 5) 5 個別基準 「⑥自己の敷地に固定して設置するもの」について

⑥ 自己の敷地に固定して設置するもの(自己敷地内建植広告物等)

区分	商業系地域	その他の区域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板 1方向の表示面積20㎡(LEDサインの場合5㎡)以下、表示面積の合計40㎡(LEDサインの場合10㎡)以下 ・ 広告塔 1方向の表示面積20㎡(LEDサインの場合5㎡)以下、それぞれ接する2方向の表示面積の合計30㎡(LEDサインの場合7.5㎡)以下、表示面積の合計60㎡(LEDサインの場合15㎡)以下 	
数量	2基以下(緩和措置(注)あり)	
上端の地上からの高さ	15m以下 LEDサインの場合10m(交通信号機からの距離が50m以下である場合5m)以下	

(旧) 2基以下(緩和措置(注)あり)

↓

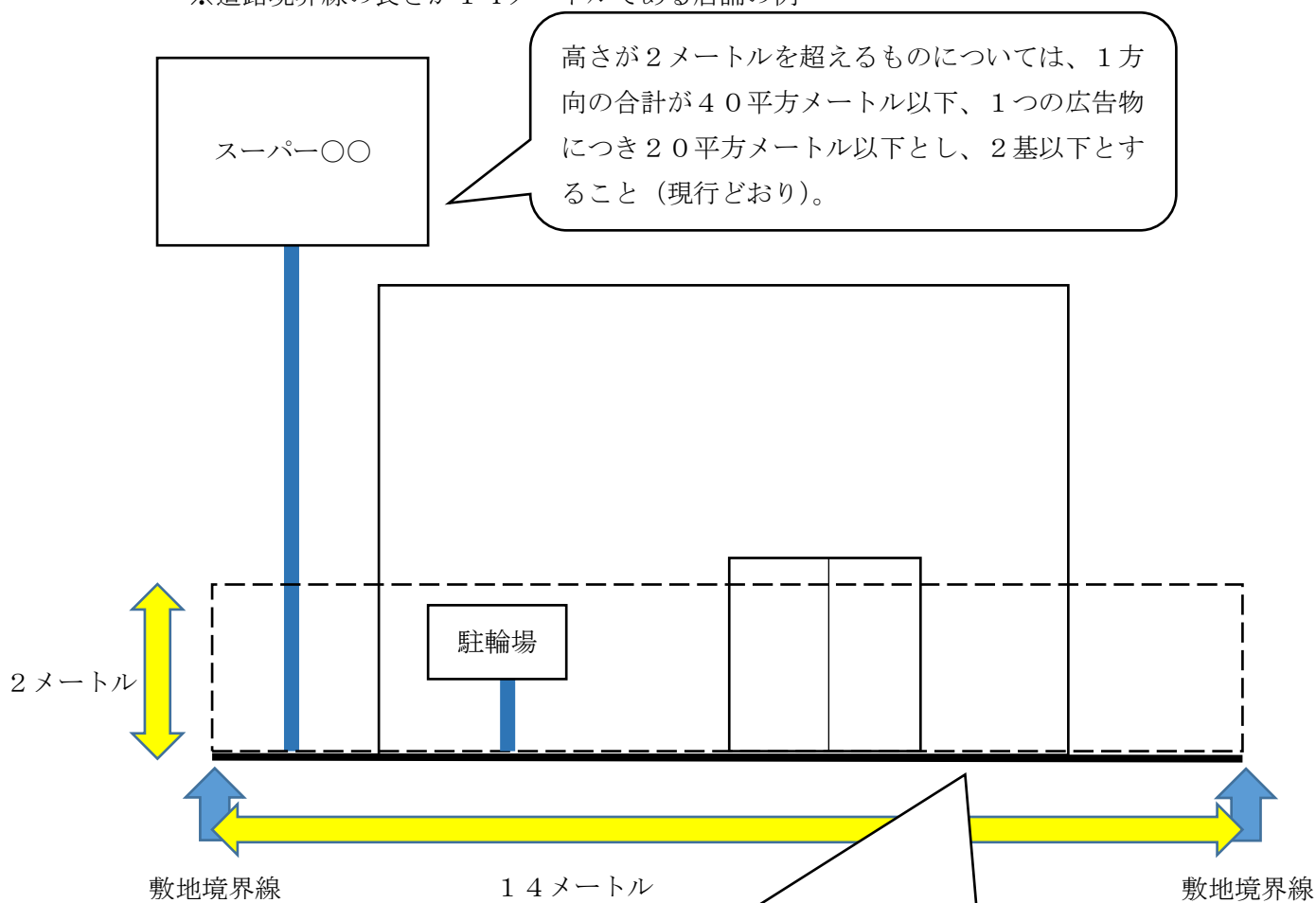
(新) 2基以下。ただし、次のア又はイに該当する広告物等で、その表示面積の合計が、その設

置に係る敷地の道路境界線（当該広告物等に最も近いものに限る。）（当該道路境界線が2以上ある場合にあつては、その長さが最も短いもの）の長さに2メートルを乗じて得た面積の5分の1を超えない場合にあつては、当該広告物等はその基数に算入しない（その他この表の欄外の緩和措置（注）あり）。

- ア その表示面積が2平方メートル以下で、かつ、その高さが2メートル以下のもの
- イ 管理用広告物

【参考1】

※道路境界線の長さが14メートルである店舗の例



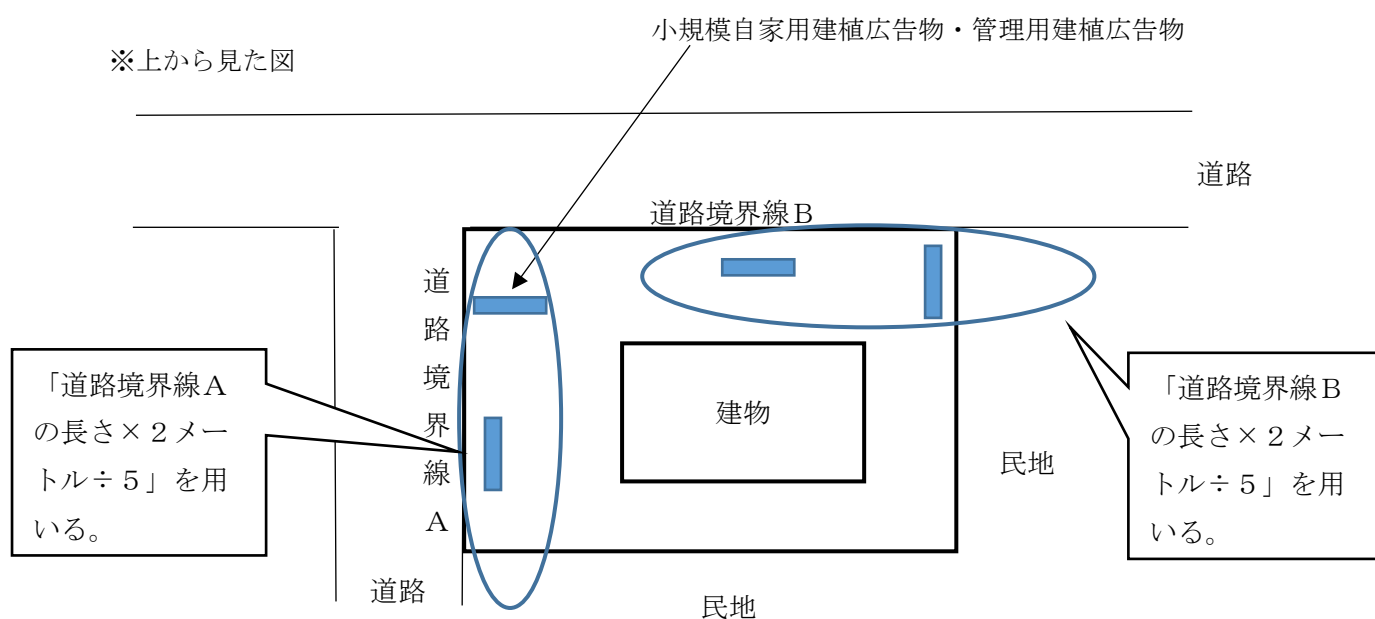
点線の範囲（道路境界線の長さ×2メートル）に屋外広告物を設置する場合は、面積が2平方メートル以下であれば、基数に参入しない。ただし、その基数に参入しない屋外広告物の合計面積は、点線の範囲の面積の5分の1以内としなければならない（壁面利用の屋外広告物の基準を準用）。

この例では、基数に参入しない屋外広告物の合計面積は、5.6平方メートル以下でなければならない。

【参考2】

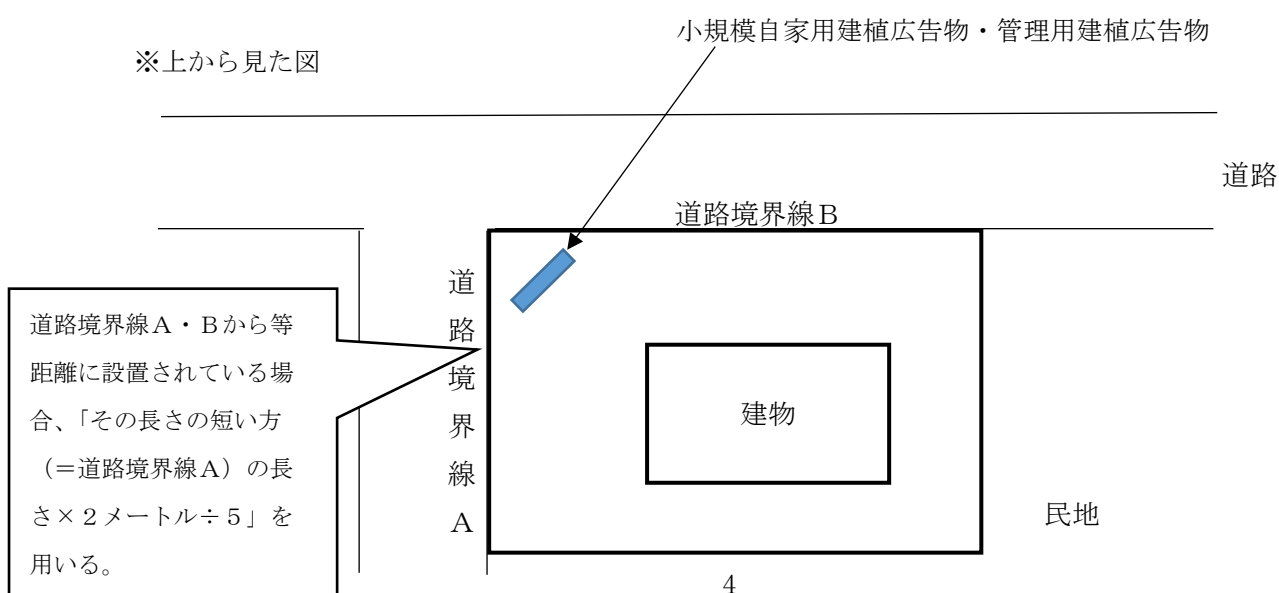
(1) 道路境界線が複数存在する場合

小規模自家用建植広告物（表示面積が2平方メートル以下で、その高さが2メートル以下のものをいう。以下同じ。）又は管理用建植広告物が存する敷地に道路境界線が複数ある場合は、これらの広告物の表示面積の合計が、「これらの広告物に最も近い道路境界線の長さ×2メートル÷5により算出される面積」を下回っていることを基数に算入しないこととする。



(2) 最も近い道路境界線が複数存在する場合

上記(1)のとおり運用する場合において、小規模自家用広告物又は管理用建植広告物が2以上の道路境界線から等しい距離に設置されている場合、これらの広告物の表示面積の合計が、「当該2以上の道路境界線のうち、その長さが最も短いものの長さ×2メートル÷5により算出される面積」を下回っていることを基数に算入しないこととする。



追補 4

(P 1 0) 1 2 審査手数料・許可期間について

12 審査手数料・許可期間

広告物等の区分	審査手数料の額			許可期間
看板によるもの 広告板によるもの 広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	2年以内
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上15㎡以下のもの	1枚又は1基につき	3,000円	
	15㎡を超えるもの	1枚又は1基につき	3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加えた額	
アーチによるもの	1基につき		4,000円	

(旧) 2年以内

↓

(新) 3年以内

追補 5

(P 1 1) 1 3 特定の広告物等における広告物等管理者の資格について

①タイトルの修正

13 特定の広告物等における広告物等管理者の資格

次の広告物等を表示し、又は設置するときは、広告物等に関する資格を有する者をその管理者としなければなりません。

1 土地に固定して表示し、又は設置する広告物等（広告板、広告塔その他これらに類するものをいう。）で、その高さ

(旧) 1 3 特定の広告物等における広告物等管理者の資格

↓

(新) 1 3 特定の広告物等における広告物等管理者・点検者の資格

②リード文の修正

13 特定の広告物等における広告物等管理者の資格

次の広告物等を表示し、又は設置するときは、広告物等に関する資格を有する者をその管理者としなければなりません。

1 土地に固定して表示し、又は設置する広告物等（広告板、広告塔その他これらに類するものをいう。）で、その高さ

(旧) 次の広告物等を表示し、又は設置するときは、広告物等に関する資格を有する者をその管理者としなければなりません。

↓

(新) 次の広告物等を表示し、又は設置するときは、その管理者と点検者（設置から8年以上が経過した広告物等を表示し、又は設置している場合に限る。）は広告物等に関する資格を有する者としなければなりません。

③資格一覧表の修正

広告物等に関する資格とは、次のとおりです。

- 1 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イ）
- 2 都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会※を修了した者
- 3 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者（職業能力開発促進法第28条第2項、第44条第2項、第15条の7第1項）
- 4 サインクリエイター
- 5 建築士（建築士法第2条第1項）
- 6 電気工事士（電気工事士法第2条第4項）
- 7 特殊電気工事資格者認定証（電気工事士法施行規則第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者（電気工事士法第4条の2第1項）
- 8 第1種、第2種又は第3種のいずれかの電気主任技術者免状の交付を受けている者（電気事業法第44条第2項）

※関西2府4県の自治体によって年2回開催するものです。開催地は年度ごとに変更されます。

(旧) 広告物等に関する資格とは、次のとおりです。

(1～7 略)

- 8 第1種、第2種又は第3種のいずれかの電気主任技術者免状の交付を受けている者（電気事業法第44条第2項）

↓

(新) 広告物等に関する資格とは、次のとおりです。9は点検者のみが該当します。

(1～7 略)

- 8 第1種、第2種又は第3種のいずれかの電気主任技術者免状の交付を受けている者（電気事業法第44条第2項）
- 9 屋外広告物点検技能講習修了者【点検者のみ】